

土総第671号
令和7年2月6日

出雲県土整備事務所長様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

令和5年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて (通知)

令和5年12月27日付け土総第707号による土木部長通知に係るこのことについて、下記のとおり一部を変更しましたので、お知らせします。

記

1. 現場代理人の現場常駐義務の緩和について

別記：現場代理人の兼務に係る特記仕様書（例）を別添のとおり変更

[変更概要]

令和7年2月6日付け土総第660号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）」の内容に合わせた改正

・現場代理人の兼務できる金額要件を4,000万円未満から4,500万円未満（建築一式の場合は8,000万円未満から9,000万円未満）へ改正。

2. 適用日

令和7年2月10日以降

●事例毎の可否

(単位：件)

区 分	出雲県土 整備事務所		出雲市		合計	可否	否(×)の理由
	通常 事業	災害 復旧	通常 事業	災害 復旧			
パターン①	2			1	3	○	
パターン②	2	1	1	1	5	○	
パターン③	1	4			5	○	
パターン④	3	1		1	5	○	
パターン⑤	3				3	○	
パターン⑥		1		4	5	○	
パターン⑦	2		2	1	5	○	
パターン⑧	2		1		3	×	市町村の災害復旧なし
パターン⑨	4				4	×	通常事業のみは3件まで
パターン⑩		2	1		3	×	市町村の災害復旧なし
パターン⑪	1	2	1	2	6	×	最大の5件を超えている
パターン⑫	1	1	2		4	×	市町村の災害復旧なし

3. 適用に当たっての留意事項

- ① 兼務する工事は、工事場所が出雲県土整備事務所管内の工事とする。
- ② 兼務の承認に当たっては、事前に発注者間において協議・調整を行い、確認事項について相互に了解した旨を書面に残しておくこと。
- ③ 兼務の承認又は不承認の判断は、事前に受注者からの様式1「現場代理人の兼務について(申請)」による申し出を受けて行い、回答は様式2又は様式3をもって行うこと。
- ④ 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。

4. 適用期間

令和6年1月1日から令和8年3月末までとする。

(参考)「現場代理人の現場常駐義務の緩和について」(令和7年2月6日付け土総第660号)要旨

次の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がない場合

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)であること
- (2) 工事現場の相互の間隔が10km程度までであること
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと